

令和5年2月10日 美郷町農業委員会会議録

令和5年2月10日午後3時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

2番	加藤 堅之助	10番	鈴木 敏夫
3番	高橋 秀行	11番	中野 龍太郎
4番	佐々木 竜孝	12番	佐藤 久
5番	奥山 秀治	13番	欠 番
6番	佐々木 定廣	14番	高橋 正和
7番	深田 秋彦	15番	深沢 靖
8番	細井 千代文	16番	山田 貞子
9番	井関 一良	17番	高橋 正尚

本会委員出席者 15名

2. 欠席委員は、次のとおり

1番 小西 嘉之

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	小田長 光 仁
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第8号 美郷町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について

会長 高橋 正尚 午後3時45分本委員会の閉会を告げた。

令和5年2月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年2月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後3時
4. 閉 会 午後3時45分
5. 議事録署名委員 2番 加藤 堅之助
3番 高橋 秀行

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第2回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、2番、加藤委員、3番、高橋委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第5号農地法第3条の規程による許可申請についてを上程し議題とします。議案第5号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第5号、申請番号8番から申請番号9番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号8番、六郷地区の田1筆、1,040㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地を受人へ耕作をお願いしておりましたが、今回農地を手放したく、受人へ譲るものです。対価はありません。
申請番号9番、仙南地区の田14筆、畑2筆、計27,642㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ生前一括贈与で、対価はありません。
申請番号8番と9番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第5号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号8番から申請番号9番までについて質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号8番から申請番号9番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号8番から申請番号9番までについては原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第5号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第6号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第6号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第6号、申請番号5番から申請番号10番について議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号5番、仙南地区の田1筆、1, 617㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住しており、農地を手放したく、売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は2月28日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号6番、仙南地区の田1筆、714㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。合作地を解消するため農地を売買するものです。10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は2月28日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は乾燥機、粃すり機は委託し、トラクター、田植え機、コンバインを所有しております。

申請番号7番、六郷地区の田1筆、2, 084㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり農地を手放したく、近隣で耕作している受人へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円で、引き渡し時期は2月28日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして賃借権設定です。

申請番号8番、六郷地区の田1筆、949㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住していることから、受人へ耕作をお願いするものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号9番、仙南地区の田1筆、2, 172㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり受人へ耕作をお願いするものです。

10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号10番、千畑地区の田4筆、5, 268㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地の隣地で耕作している受人が大豆の経営規模拡大のため借り受けるものです。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具

一式を所有しております。

申請番号5番から10番の6件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第6号について、事務局より説明が終わりました。
それでは、これより審議を行います。申請番号10番については本人案件ですので、まずは申請番号5番から申請番号9番について質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号5番から申請番号9番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号5番から申請番号9番については原案のとおり決しました。
- 議 長 それでは、申請番号10番については本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後3時03分

- 議 長 それでは、申請番号10番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後3時04分

- 議 長 日程第3、議案第6号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第7号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第7号、申請番号12番から申請番号34番について議案書をもとに朗読、説明 】
中間管理事業による賃借権設定です。期間はすべて10年間です。
申請番号12番、千畑地区の田2筆、1, 647㎡、出し手は○○○さん、受け手は○○○さんです。10aあたり○○○円です。
申請番号13番、千畑地区の田2筆、2, 016㎡、出し手は○○○さん、受け手は○○○さんです。10aあたり○○○円です。
申請番号14番、千畑地区の田2筆、5, 141㎡、出し手は○○○さん、

受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号15番、千畑地区の田5筆、5,758㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号16番、千畑地区の田13筆、12,452㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号17番、千畑地区の田4筆、4,811㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号18番、千畑地区の田1筆、499㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号19番、六郷地区の田1筆、1,143㎡、出し手は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号20番、六郷地区の田5筆、6,869㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号21番、六郷地区の田8筆、7,183㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円です。
申請番号22番、仙南地区の田5筆、16,059㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号23番、仙南地区の田11筆、24,002㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さん、総額で〇〇〇円です。
申請番号24番、仙南地区の田7筆、13,760㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。総額で〇〇〇円です。
申請番号25番、仙南地区の田2筆、2,549㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号26番、仙南地区の田9筆、16,878㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号27番、六郷地区の田6筆、5,017㎡、出し手は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号28番、仙南地区の田2筆、11,543㎡、出し手は〇〇〇さん、代表相続人〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号29番、仙南地区の田2筆、8,527㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号30番、六郷地区の田13筆、18,437.42㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号31番、六郷地区の田6筆、13,611㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
以下3件の受け手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円です。
申請番号32番、六郷地区の田14筆、23,864㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号33番、六郷地区の田8筆、6,042㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号34番、六郷地区の田1筆、2,394㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号12番から34番の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です

- 議 長 議案第7号について、事務局より説明が終わりました。
それでは、これより審議を行います。申請番号12番から申請番号34番についてですが、申請番号23番が本人案件ですので、まずは申請番号12番から申請番号22番について質疑を行います。
質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号12番から申請番号22番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号12番から申請番号22番については原案のとおり決しました。
- 議 長 それでは、申請番号23番については本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後3時12分

- 議 長 それでは、申請番号23番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号23番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号23番については原案のとおり決しました。〇番委員の着席を求めます。

〇番委員 着席 午後3時13分

- 議 長 それでは、申請番号24番から申請番号34番について質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号24番から申請番号34番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号24番から申請番号34番については原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第7号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第5、議案第8号美郷町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてを上程し議題とします。議案第8号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第8号について議案書をもとに朗読、説明 】
標題の指針について、美郷町農業委員会では平成29年11月10日付けで「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を作成済であります。当時は指針の作成が努力義務でしたが、令和5年4月1日施行予定の改正農業委員会法により必須となったこと、また法の改正を踏まえて、美郷町農業委員会では、指針の修正が必要となったことから今回上程いたしました。
では修正内容について、主な場所を説明します。赤字は指針の修正箇所となります。主に「人・農地プラン」が「地域計画」の内容に修正しております。1ページ目、最初の赤字にあります「地域計画」以下カッコ書きが追加となります。
下から2段落目、この指針は以降の赤字は、改正基盤法により10年後に目指す農地の現状等を示すものに修正しております。
2ページ目の下(3)には遊休農地の発生防止・解消の評価方法が追加となり、事務の実施状況を公表することとなっております。
4ページ目です。中段の(3)には担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法が追加となり、こちらも事務の実施状況を公表することとなっております。
5ページ目です。(3)の新規参入の促進の評価方法が追加となり、こちらも事務の実施状況を公表することとなっております。第3「地域計画」の目標を達成するための役割も追加となり、地域計画に基づいた役割5項目を担っていくことが追加されております。
指針の中に表が4つありますが、令和4年7月の現状と、令和7年7月、令和10年7月の目標値を入れております。以上です。

●議 長 議案第8号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 暫時休憩します。 午後3時17分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午後3時43分

●議 長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
2番委員 質問ではありませんが、無理のないように進めていけるようお願いします。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

11番委員 どのように公表していくか伺います。

●庶務班長 地域計画を2年間で完成した後に農政課から公表されると思っております。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第8号については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については原案のとおり決しました。
- 議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和5年第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後3時45分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年2月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 加 藤 堅 之 助

議事録署名委員 高 橋 秀 行